

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) ふるさと納税制度の見直し

区 分	現 行	改正後	適用期間
特例控除額 の上限	個人住民税所得 割額の1割	個人住民税所得割額の2割	平成28年度分以後の 個人住民税に適用
申告手続の 簡素化	確定申告による	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、選択により確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設 ・税額控除は住民税に一本化 ・5以下の自治体に寄附した場合に適用 	平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用

2. 軽自動車税関係

(1) 税率の特例措置

車種区分		標準税率	軽課税率			適用期間	(参考) 重課税率 ※4
			燃費基準1 ※1	燃費基準2 ※2	燃費基準3 ※3		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成27年4月1日～平成28年3月31日までの新規登録車両について平成28年度のみ適用	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円		8,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円		12,900円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円		4,500円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円		6,000円

※1：電気自動車、天然ガス自動車

※2：平成32年度燃費基準を20%以上達成（貨物用は、平成27年度燃費基準を35%以上達成）

※3：平成32年度燃費基準を達成（貨物用は、平成27年度燃費基準を15%以上達成）

※4：重課税率の適用車両は、新車登録された月から14年を経過した年度以後、平成28年度から適用（平成26年高山市条例第1号改正）

(2) 原付及び二輪車等の税率引き上げ時期の延期

平成27年度分から引き上げることとされていたが、1年延期する。